

令和3年4月5日

令和7年4月1日改正

入札及び契約における注意事項（業務委託）

西宮市上下水道局契約管理課

1. 契約書について

局の定める契約書で契約します。入札前に必ず記載内容を確認しておいてください。本市のホームページ（<http://www.nishi.or.jp>）の「くらし・手続き> 水道・下水道> 入札・契約（水道・下水道）>規則・要綱等> 契約書（契約約款）・特約」でご覧いただけます。

2. 入札書に押印する印鑑について

紙で入札書を提出する場合、入札書に押印する印鑑（以下、「使用印鑑」とする）は、競争入札参加資格審査申請書の「様式2-1 契約時に使用する印鑑」欄に押印されているものとします。ただし、競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届に使用印鑑届を添付して提出した場合は、そちらに押印されているものを使用印鑑とします。使用印鑑が入札書に押印されていない場合、無効な札とみなします。

3. 単価契約について

単価契約の場合は予定数量の総額で入札してください。契約単価は局が一定の計算方法によって算出しますので、ご希望どおりの単価になるとは限りません。また、単価の端数処理により、予定数量の総額と若干の差が生じることがありますので、あらかじめご了承ください。

4. 工事に係る設計等業務について

工事に係る設計等業務の受託者及び当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者は、原則として当該建設工事の入札に参加できませんのでご注意ください（「西宮市上下水道局制限付き一般競争入札公告共通事項」参照）。

5. 最低制限価格について

入札通知書又は競争参加資格確認通知書の最低制限価格欄に「有（算定式）」との記載がある案件については、業務内容に応じた算定式により最低制限価格（税抜き）を設定しています。算定方法等は「15. 土木関係コンサルタント業務等における最低制限価格の算定方法について」をご覧ください。また、「有（変動型）」との記載がある案件については、入札価格の平均額により算定される変動型最低制限価格が適用されます。算定方法等は「16. 変動型最低制限価格の算定方法について」をご覧ください。なお、最低制限価格欄に「有」との記載がある案件の算定方法は非公表です。

6. 2者以上の応札がない場合の取り扱いについて

指名競争入札の場合、初度入札で2者以上の応札がなければ、入札を取止めます。

7. 契約締結日について

落札決定日の翌開庁日を契約締結日として書類一式をお渡ししますが、ご都合が悪い場合は、双方

で協議して契約締結日を定めることとします。ご希望の場合は、落札決定後に契約管理課の担当者に申し出てください。

8. 指名停止措置について

落札決定までの間に、入札に参加した者が西宮市上下水道局指名停止基準に基づく指名停止を受けたときは、その者の入札を無効とします。

9. 落札決定後に入札参加資格条件を満たさなくなった等の取扱いについて

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格条件を満たさなくなったことにより、又は落札者が契約の履行に関し必要となる許可等の取り消し処分若しくは営業停止処分等を受けたことにより、契約の目的を達成する見込みがないと認められる場合は、契約を締結しません。この場合、局は一切の損害賠償の責任は負いません。

10. 契約の辞退について

落札者が正当な理由がなく契約を締結しなかった場合、西宮市上下水道局指名停止基準の規定により、6箇月（年度の当初から履行期間が開始される業務委託で、競争入札を行う案件については12箇月）の指名停止措置を行いますのでご注意ください。

11. 契約保証金について

契約保証金の納付が必要である旨の記載がある案件について、契約金額が200万円以上の契約を締結する際には契約保証金の納付が必要となります。ただし、契約金額が5,000万円未満の契約については西宮市契約規則第21条第1項第3号を適用し、免除する場合があります。契約保証金の納付が必要な場合は、開札終了後に局の担当者が落札者に電話で契約保証金の納付方法（現金・小切手・履行保証保険等）をお聞きしますので、あらかじめ決めておいてください。なお、局の担当者は、開札日のすべての入札案件を処理した後、順次連絡をいたします。落札決定した直後に電話でご連絡をいただいても、局の担当者が別案件の開札執行中であった場合は、電話応対できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

（参考）西宮市契約規則第21条第1項第3号

前々年度及び前年度において、市と当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者が契約する場合であつて、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

12. 契約保証金の小切手納付について

三井住友銀行の西宮支店以外の小切手で、金額が高額の場合や手形交換所が遠方の場合、取り扱いできない場合がありますので、事前にお問い合わせください。

13. 暴力団排除に関する誓約書について

「西宮市暴力団排除の推進に関する条例」及び「西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱」に基づき、契約金額が200万円を超える契約を締結するときは、自身が暴力団等に該当しないことなどについての誓約書を提出していただきます。対象となる案件の場合は、契約書をお渡しする際に誓約書もお渡ししますので、契約書・契約関係書類と併せて提出してください。

14. 設計書・仕様書等の内容の質疑期限について

原則として、一般競争入札の場合は入札参加申し込み締切日まで、指名競争入札の場合は指名通知書（入札通知書）の発行日の翌々開庁日までとします。質疑書のご提出をご希望される場合は、契約管理課（0798-35-3407）まで電話にてご連絡ください。

なお、質疑等で全者にお伝えすべき内容がある場合は、入札開始日の前日までに設計書・仕様書を掲載しているポータルサイトの同ページにて掲載します。

15. 土木関係コンサルタント業務等における最低制限価格の算定方法について

入札通知書又は競争参加資格確認通知書の最低制限価格欄に「有（算定式）」と記載されている場合、業務内容に応じ、次の算定式により最低制限価格を設定します。

ア. 土木関係コンサルタント業務

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×0.5

イ. 測量業務

直接測量費×1.0+測量調査費×1.0+諸経費×0.5

ウ. 地質調査業務

直接調査費×1.0+間接調査費×0.9+解析等調査業務費×0.8+諸経費×0.5

エ. 建築関係コンサルタント業務

直接人件費×1.0+特別経費×1.0+技術料等経費×0.6+諸経費×0.6

オ. 補償関係コンサルタント業務

直接人件費×1.0+直接経費×1.0+その他原価×0.9+一般管理費等×0.5

※ 上記により算定した額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とします。

ア～オのうち複数の業務で構成される案件の場合、全てを合算した後で切り捨てを行います。

※ 予定価格×0.9（100 円未満切捨て）を上限とし、予定価格×0.7（100 円未満切上げ）を下限とします。

※ 上記の最低制限価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額。

16. 変動型最低制限価格の算定方法について

（１）最低制限価格の算定方法

入札通知書又は競争参加資格確認通知書の最低制限価格欄に「有（変動型）」と記載されている場合、次の算定式により最低制限価格を設定します。

最低制限価格＝予定価格×0.74 + (入札価格の平均額－予定価格×0.74)×0.16

※ 上記により算定した額に 100 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とします。

※ 上記の最低制限価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額。

（２）入札価格の平均額の算定方法

最低制限価格の算定に用いる「入札価格の平均額」の算定は、次によることとします。

ア．入札価格が予定価格を超える場合は、当該入札価格を予定価格と同額とみなす。

イ．入札価格が予定価格×0.7を下回る場合は、当該入札価格を予定価格×0.7とみなす。

ウ．無効又は失格となった入札がある場合は、エの場合を除き、その入札価格を平均額の算定の対象としない。

エ．最低制限価格の決定後に無効又は失格となった入札がある場合でも、入札価格の平均額の再算定は行わない。

- ※ 上記イにより算定した額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とします。
- ※ 上記により算定した入札価格の平均額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額とします。
- ※ 上記の最低制限価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額。

(3) 留意事項

- ア．再度入札以降の入札における最低制限価格は、初度入札において算定した最低制限価格と同額とします。
- イ．参加した入札において、変動型最低制限価格の算定結果に疑義がある場合は、落札決定日の翌日から起算して2開庁日後までに契約管理課まで申し出ることができます。

(4) 最低制限価格の算定の具体例（予定価格1千万円の場合）

	入札価格	平均額算定上の入札価格	入札価格の平均額	最低制限価格	結 果
A 社	6,800,000	7,000,000	8,800,000	7,624,000	最低制限価格未満
B 社	7,500,000	7,500,000			最低制限価格未満
C 社	8,800,000	8,800,000			落札
D 社	9,500,000	9,500,000			
E 社	10,100,000	10,000,000			
F 社	12,000,000	10,000,000			

- ※ 上記の最低制限価格及び予定価格は、消費税及び地方消費税相当額を除いた額。

以 上